

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長
殿

総 務 大 臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第190回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成28年法律第25号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法の改正は、船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票制度の対象となる船舶の範囲を拡大するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができることとするを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令等について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 洋上投票の対象の拡充

- 1 現行制度下で洋上投票をすることができる指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗って本邦以外の区域を航海する船員（派遣船員を含む。）であるもののうち選挙の当日職務に従事すると見込ま

れるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、現行の洋上投票の対象とするものとされたこと（新法第49条第7項関係）。

- 2 指定船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員又は1の船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員（派遣船員を含む。）であるもののうち選挙の当日職務に従事すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、政令で定めるところにより、その現在する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができるものとされたこと（新法第49条第8項関係）。

第2 要約筆記者に対する報酬支払の解禁

- 1 衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。）に従事する者のうち、専ら公職選挙法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は同法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者について、公職の候補者1人について選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者と併せて1日50人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、政令で定める基準に従い選挙管理委員会が定める額の報酬を支給することができるものとされたこと（新法第197条の2第2項関係）。
- 2 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、選挙運動に従事する者のうち、専ら要約筆記のために使用する者について、政令で定める額の報酬を支給することができるものとする。（新法第197条の2第3項関係）
- 3 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、選挙運動に従事する者のうち、専ら要約筆記のために使用する者について、政令で定める額の報酬を支給することができるものとされたこと（新法第197条の2第4項関係）。

第3 施行期日等

- 1 改正法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。ただし、第2については、公布の日から起算して1月を経過した日から施行するものとされたこと（改正法附則第1条関係）。
- 2 新法第49条第7項及び第8項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用するものとされたこと（改正法附則第2条第1項関係）。
- 3 新法第197条の2第2項から第4項までの規定は、1のただし書に規定する施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと（改正法附則第2条第2項関係）。
- 4 その他所要の規定の整備がされたこと。